西ドイツにおける法解釈と自然法思想の交錯

――西ドイツ民法における理論と実際の一動向臼―

序

い。ただ、本稿もまた、素描にすぎないものになったことをい。ただ、本稿もまた、素描にすぎないものになったことを明らかのご報告をなしうれば、と願ったからにほかならない。ただ、本稿もまた、素描にすぎないものにほかならないう態度で貫ぬかれていた。ご退官なされる先生に献げるという態度で貫ぬかれていた。ご退官なされる先生に献げるという態度で貫ぬかれていた。ご退官なされる先生に献げるという態度で貫ぬかれていた。ご退官なされる先生に献げるという態度で貫ぬかれていた。ご退官なされる先生に献げるものとして、本テーマを選んだのも、当時とは事情の全く一の精神的態度とも関連させて、公平で批判的に検討していくの精神的態度とも関連させて、公平で批判的に検討している。当時とは事情の全く一の精神的態度とも関連させて、公平で批判的にはからにほかなられている。

お許し頂きたい。

好

美

清

光

主張を意図するものでもない。

・ 問題の限定 法哲学専攻者ではない私は、本稿 意図も、能力もない。いわんや自然法論としての新たな 第2、能力もない。いわんや自然法論としての新たな (4) で、ギリシャ以来の自然法の歴史を論じたり、第二次大戦後の洪水のような自然法の変献を検討して現代の諸主戦後の洪水のような自然法の歴史を論じたり、第二次大戦後の洪水のような自然法の歴史を論じたり、第二次大戦後の洪水の東京ではない私は、本稿 一 問題の限定 法哲学専攻者ではない私は、本稿

うに具体化し機能したかを、むしろ経験科学的に確認すを中心として現実の法解釈でどの程度に、そしていかよ上げられた『自然法の再生』が、抽象論ではなく、民法本稿で私の試みるのは、戦後西ドイツで華々しく謳い

(5) とするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそを検証しようとするにすぎない。しかしこのことこそ

法学の解釈態度の確立のためにいかに受けとめるべきか

ることにあり、そしてそれを通じて、われわれ自身の民

こ 問題状況 ところで、前世紀後半に一度は退けるが、とりわけ第二次大戦後、西ドイツで自然法の再興おびつくし、より広くは実証主義、歴史主義の克服後のカトリック教会の社会理論の改革とも関係するといわれるが、とりわけ第二次大戦後、西ドイツで自然法の再興したのられたかにみえた自然法思想が法学の分野で再興したのられたかにみえた自然法思想が法学の分野で再興したのられたかにみえた自然法思想が法学の分野で再興したのられたかには、次の理由と問題性が指摘できよが顕著であったのには、次の理由と問題性が指摘できよが顕著であったのには、次の理由と問題性が指摘できよう。

主義との結合のもたらした歴史的事実に対する法律家の第一は、周知のように、ナチス時代の圧政と法規実証

\$

のでなければならず、これに応えうるものとして、ま

反省(8) が如実に物語っている。(ロ) ちうる。『自然法と法(規)実証主義』という西ドイツ 批判を通じて、法規拘束性の意識の緩和、法規実証主義 則性の彼岸にある正義の要請という、超現実的な正当性 に 画 ではやりの対置の仕方は、このことを物語る。 の克服をしたという面では、 として現われた。これは、抵抗権の基礎づけおよび悪法 ロッパ的伝統の下でドイツでは自然法の再生という現象 無視——であるが、それと同時に、ナチスの目的にそわ とその克服は、第一には不正な制定法の否定-しこれと結合しうるものであったことは、ヘックの晩年 の評価尺度を欠くものであり、 主義として含まれる。けだし、 には、ほかならぬ利益法学も、力の実証主義、 重 ない制定法の彼らの目的による解釈の否定 自然法思想が対決し克服しようとした実証主義の中 利益法学は、国家法規範や因果的ないし決定的な法 という二つの表見上相反する要請をともに満た かかる事態を再来させないことの決意が、 他方、ナチス時代に対する反省 利益法学と共通のものをも ヘックにみられるよう ナチスの利益にすら迎向 利益実証 ——現行法 しかし他 現行法尊 3 1

然法の信奉の有無に求められ、

それがまた、

万一にも東

0)

独

自

性

優越性の強調は、

神、

そして法律学的には自

 \Box

から来たるべき不測の事態に対処すべき法律家の心構え

が さに利益法学の根本的欠陥であっ 求められるわけである。 た正義の尺度、 自然法

チスにも比すべき "東のテロ的全体主義的法国家" との 0 にも ての自然法的確信に支えられているからであろうが、(⑴) 然法論議は衰徴しつつあるように思われる。 まう筈のものである。 するようになれば、その実際的意義の大半は失われてし べきものであり、 存在するなど、 次が日 政治状況も見落されてはならない。 つには、 Ħ いるのは、 しい制定憲法が存在せず、 第二に、 ッパ的信仰ないし世界観に即応する広い層にわたっ かかわらず、抽象論としては今なお盛んに論じられ 々の現実問題である彼らにとっては、西欧世界 西ドイツのおかれている東西分割という特殊 しかしながら、自然法の右のような機能 一つには、彼らの基本秩序についての、ヨ 限界状況においてよくその機能を発揮す 安定した正常な法治国家が復活・機能 実際、判例や解釈学の上では、自 あるいは不正の実定法規が 彼らのいわゆるナ しかしそれ は 今

> として、 第三に、 強調されるのである。

は ととも関連しよう。 はあるが、 して非難されることになる。この現象は、 する傾向は、 に証明可能なもののみに限定して自然法を追放しようと してこの立場からすれば、法律学の把え方として科学的 いわば絶対主義的な非妥協的態度も印象づけられる。 的=ヨーロッパ的な社会および法秩序の強化を意図する 相対主義、 が、 然法が引き合いに出されるという現象がみられる。(『) 規的価値判断がなされ、その要請を満たすものとして自 値体系の下での基本法の解釈による具体化に際し、 係する。 から社会的法治国家への発展が高調されていることに関 ッッノペ 第四に、 戦後収拾しがたい価値観の多元的な分裂を生じたこ 理念的な問題としていえば、自然法の主張者には、 的な統一的価値観が存在したのに対し、 そこでは、 西ドイツでは戦後もかなりキリスト教=ヨー 懐疑主義、法感情の欠除等に反発して、 以上述べてきたことと関連し、 西ドイツでは戦後、 "学問的迷信" しかし、いくつかの問題がある。 一般条項による公平裁判や戦後の価 لاد Wissenschaftsaberglauben الد いわゆる市民的法治国 比較の問題 重複もする わが国で 伝統 超法 そ

(1) 世界的現象であろうが、西ドイツでも自然法思想を(1) 世界的現象であろうが、西ドイツでも自然法思想をいて一つの価値観でしかなくなった自然法思想に基づくとされる結論を他に押しつけることが許されるか。(2) また、自然法の具体的内容の把握困難――ないし不可能また、自然法の具体的事件への適用でそもそも一義的な結論を生じうるものなのか。(3) そして、連邦裁判所の特決にうかがえるように、そもそも国家権力による判決という方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、それにという方途で自然法という名の道徳律を強行し、一つない。

- たことがあるからである。 概念法学克服の一側面――」を素描し、将来の補完を約し概念法学克服の一側面――」を素描し、将来の補完を約し点から、「西ドイツ民法における理論と実際の一動向――「1) というのは、私は、本誌五四巻三号で、利益法学の観1)というのは、私は、本誌五四巻三号で、利益法学の観1
- (2) H. Welzel, Naturrecht und Materiale Gerechtigkeit, 4. Aufl.; Erik Wolf, Das Problem der Naturrechtslehre, 2. Aufl. など。なお、私も聴講したヴォルフ教授の lehre, 2. Aufl. など。なお、私も聴講したヴォルフ教授の

学理論篇18)、井上『自然法の機能』、など。本書に即して行なわれていた。なお、矢崎『自然法』(法

- (3) 一九四五年から一九六○年までの文献については、W. Maihofer, Naturrecht oder Gesetzespositivismus?, 1962, S. 580—622 に四○余頁の文献目録がある。その後については、H. Henkel, Einführung in die Rechts-については、H. Henkel, Einführung in die Rechts-については、H. Henkel, Einführung in die Rechts-については、H. Henkel, Einführung in die Rechts-については、F、尾高「戦後ドイツの自然法思想」法協七一・三・二〇下、尾高「戦後ドイツの自然法思想」法協七一・三・二〇五以下、その後の文献も加えた野田「現代自然法」『法哲学講座』五巻下一二三以下、など。
- (4) 最近 H. Coing, Naturrecht als wissenschaftliches Problem, 1965 の小冊子がでた。Wissenschaft という用語の規定いかんにもかかわるが、教授の年来の主張である「正義の構造」としての《die Natur der Sache》を説く。
- とりあえず、野田・一二八以下参照。

6

(7) F. Wieacker, Zum heutigen Stand der Naturre-chtsdiskussion, 1965, S. 8. 本書は研究報告であり、その半分以上は諸家の討論を収録している。以下、本書をたんに《Diskussion》と略記する。

- に規定したのであった。

 おされ、
 は、
 た、
 は、
 た、
 に
 は、
 ただ一カ条、
 「一九三四年六月三〇日、七月一
 法律」は、
 たが一カ条、
 「一九三四年六月三〇日、七月一
 ながれる。
 は、
 なが、
 として適法である」、
 と一方的
 たが、
 は、
 なが、
 として適法である」、
 と一方的
 に規定したのであった。
- (9) たとえばラートブルフの自然法への転向につき、矢崎「ラードブルフの法哲学における晩年の課題」『法律時報』「ラードブルフの法哲学における晩年の課題」『法律時報』で、二九五以下、好美・前注(1)四〇〇以下。その後、下、二九五以下、好美・前注(1)四〇〇以下。その後、下、二九五以下、好美・前注(1)四〇〇以下。その後、下、二九五以下、好美・前注(1)四〇〇以下。その後、下、二九五以下、好美・前注(1)四〇〇以下。その後、下、二九五以下、好美・前注(1)四〇〇以下。その後、下、二九五以下、好美・前注(1)四〇〇以下。その後、「ラードブルフの自然法への転向につき、矢崎の諸原則を抽出しようとするものとして、H. Hubmann, ORT 1956, S.
- (11) F. Wieacker, Diskussion, S. 9 f.

93 ff.

(12) たとえば、H. Weinkauf, Naturrecht und Rechtsprechung, in: Zur Frage nach dem richtigen Recht, Bericht über die Tagung der deutschen Sektion der internationalen Juristen Kommission am 2. u. 3. Dezember 1961. in Würzburg, S. 27 ff., 30, 63. 本書はほかに、ヴィーアッカー、フリッ・フォン・ヒッペルなどの報告と多くの討論を収める。以下、たんに《Bericht》と略記する。

- (3) F. Wieacker, Diskussion, S. 1
- 4) たとえば、Weinkauf, Bericht, 30.この点も、戦後のわが民法学界とは対照的である。わが国では、マックス・シーで、一個値論の次元にまでは議論は及ばなかったようにみなり、価値論の次元にまでは議論は及ばなかったようにみなり、価値論の次元にまでは議論は及ばなかったようにみなり、価値論の次元にまでは議論は及ばなかったようにみなり、価値論の次元にまでは議論は及ばなかったようにみなり、価値論の次元にまでは議論は及ばなかったようにみなり、価値論の次元にまでは議論は及ばなかったようにみなり、価値論の次元では相対主義が支配的となり、価値論の次元には一般科学として分析しうる。
- (15) 中世的絶対主義的時代と異なり複数の価値体系をもつにきたし問われるべきものであるか、という興味ある争いにきだし問われるべきものであるか、という興味ある争いにもざるをえないものか、逆に、歴史的にも理論的にも複数らざるをえないものか、逆に、歴史的にも理論的にも複数には立ち入らない。Diskussion, S. 39, 47, 62.
- (16) Weinkauff, Bericht 30 はこれを愛える。逆に、当時の連邦憲法裁判所長官ヴェルナー教授は、自然法無用の立の連邦憲法裁判所長官ヴェルナー教授は、自然法無用の立の部を構成する五人の裁判官によってではなく、九〇〇の不可欠の判決基礎に属するかどうかは、連邦裁判所の一の不可欠の判決基礎に属するかどうかは、連邦裁判所の一の部を構成する五人の裁判官に任されるべきであると反対するの連邦憲法裁判所長官ヴェルナー教授は、自然法無用の立つの部を構成する五人の裁判官に任されるべきであると反対する。

法一○号──ナチスの人道に反する行為を戦後に遡及効を に もって処罰しようとする法律――の有効性についての論 割いている、 判決はのちにみるが、たとえばドイツでの管理委員会 紛糾をみよ。矢崎『法実証主義』は多くをこのケース Werner, Bericht 60)° 四二頁以下参照

判例の実際

の強烈さからも、大きな反響を呼んだものである。そこ判決の著者なりの神と直結させる自然法的理解の色づけ 自然法信奉者である連邦裁判所長官ヴァインカウフは、(B) 思想」と題する論説を発表した。これは、著者の影響力 肯定とその上位法=自然法への依拠とを力説した熱烈な における裁判官と法発見」と題して、裁判官の法創造の それらを関連させて概観するとき、それらは、――そし 判所の自然法思想によって影響を受けている諸判決を、 で著者は、 の大きい地位からも、 その後一九六〇年に、「連邦裁判所判例における自然法 て全く驚嘆すべきことだが―― 概観 多数の判決の概観をして結論する、「連邦裁 一九五二年のドイツ法曹大会で「ドイツ 挙示された数多い連邦裁判所の諸 一つの大きな『信仰告白

いっ

ても、 判決の傾向はそれほど明白に一義的ではない。もちろ(31) ることが証明される」、と。しかし、 的法哲学その他の混合主義など――のいずれに属するか、(※) げて検討する実益もあまりあるまい。しかし、それにし 底的な議論を展開する必要はないし、またしたがって、 ぎりで理由を開陳すれば足り、 h ヴァインカウフは、場合によっては自然法的に理解する することの表明が確認されうるだけである。 愛用する一つの公式的用語によって信仰し、そして選択 歴史的な倫理ないし道徳律を、 統一的ではない。ただ、絶対的超法規的そして多くは超 コーインクが影響を受けているとされるシェラー、ニコライ・ 広い意味での現代の自然法論の諸潮流. がすでに多義的で不明確なものではあるが、諸判決は、 . はマイホーファー、アルトール・カウフマンなどの実存主義 ルトマンの実質的価値倫理学、近代人文主義的な流れ、ある 断篇。("Bruchstücke einer großen Konfession") であ -ドイツの学者のように――その抽象論旨のみを拾い上 判例の使命としては、具体的事案の解決に必要なか ――いな、それなればこそ――自然法思想そのもの 法哲学者と同じ次元で徹 自然法的あるいは判例の 引用されている ――新トマス主義 もっとも

この二つの最上級裁判所は、全体として明確に対照的ないの二つの最上級裁判所は、全体として明確に対照的な料所の諸判決は、ヴァインカウフによっては検討されな対所の判決には――きわめて自然法思想と直結しやす お憲法裁判所の類似の事案を扱った諸判決と対比させて 邦憲法裁判所の類似の事案を扱った諸判決と対比させて 邦憲法裁判所の類似の事案を扱った諸判決と対比させて 邦憲法裁判所の類似の事案を扱った諸判決と対比させて 邦憲法裁判所の判決には――きわめて自然法思想と直結しやす 大名とき、そのいわゆる自然法的理解の必要性、限界、 おるとき、そのいわゆる自然法的理解の必要性、限界、 おるとき、そのいわゆる自然法的理解の必要に対しているが……。しかも連邦裁必要のないものまで引用しているが……。しかも連邦裁必要のないものまで引用しているが……。しかも連邦裁必要のないものまで引用しているが……。しかも連邦裁

その思考方法をみることにしよう。き、ついで通常の法解釈および事実評価の問題につき、の関連で、まず法規の有効性という限界事例の問題につ以下、われわれは、若干の判決によって具体的事案と

態度を示しているからである。

- (≅) H. Weinkauff, Richtertum und Rechtsfindung in Deutschland, 1952.
- 問題について」の総合テーマで開かれた一九六一年一二月氏. その後著者は、これに若干の補足を加えて、「正当法のは、その後著者は、これに若干の補足を加えて、「正当法のは、その後者とは、これに若干の補足を加えて、「正当法の

turrechtsbewußtsein in der Rechtsprechung der Gegen 二日、三日の国際法律家協会ドイツ部会でも報告した。 究はすべて、判旨の抽象的な「さわり」の部分を引用する るが、これらの文献の引用を参照。もっとも、これらの研 判例をも検討している (S·193—212)。その外にも若干あ Marcic, Vom Gesetzesstaat zum Richterstaat, 1957 & そこで若干の判例を扱っており (S. 30—40)、ほかに Rene Der Richter und das unsittliche Gesetz, 1956 があり た。なお、前者にはすでにより包括的なものとして Evers und Sittengesetz, JZ 1961, 337 ff. などの研究を触発し wart, JZ 1961, 241 ff.; F. Wieacker, Rechtsprechung 下にも屢々引用する H.-U. Evers, Zum unkritischen Na-面の余裕は与えられていない。 誌では、これらの多数の諸判決を詳細に挙示・検討する紙 そのことにより私なりの評価と整理に達しえた。ただ、本 だけなので、事実等についてはすべて原典にあたったし、 (12)の《Bericht》がそれである。そしてそれは、 以

- (A) Weinkauff, NJW 1960, 1696.
- (1) たとえば A. Kaufmann, Naturrecht und Geschichtlichkeit, 1957, S. 6 も、結局、その不明確さは自然法思想そのものの不明確さからくる、と考えるようである。想そのものの不明確さからくる、と考えるようである。想そのものの不明確さからくる、と考えるようである。想そのようないしエモーショナルなものと袂別して、合って、宗教的ないしエモーショナルなものと袂別して、合って、宗教的ないしエモーショナルなものと、と考えるようである。

世私法史』(鈴木訳) 六九九以下、とくに七〇四以下参照。(23) ヴァインカウフも、一九六二年一二月の国際法律家協会ドイツ部会での討論でこれを認める (Bericht 62 f.)。なお、そこでの、自然法讚美者ヴァインカウフと自然法無用論者(否定ではない。唯一の例外として抵抗権の問題)ヴェルナーの激しいやりとりは(S. 59 ff.)、現職の連邦裁判所長官と連邦憲法裁判長官のそれだけに、諸判決の理解判所長官と連邦憲法裁判長官のそれだけに、諸判決の理解制所長官と連邦憲法裁判長官のそれだけに、諸判決の理解法を限して、これらの諸潮流につき簡単には、ヴィーアッカー『近れ、これらの諸潮流につき簡単には、ヴィーアッカー『近れ、これらの諸潮流につき簡単には、ヴィーアッカー『近れ、これらの諸潮流につき簡単には、ヴィーアッカー『近れ、これらの諸潮流につき簡単には、ヴィーアッカー『近れ、これにいる。

の悪法の清算的意味をもつ場合が多い。 おりわけナチス時代が争われたのは、限界状況の事例、とりわけナチス時代 1 法規・命令の有効性 1 法規・命令の有効性

2 生命侵害

1

BGHZ 3. 94 ff. (一九五一年七月一二日民事第三部

行為は当時の軍事的必要性からなされたものでこれを拒絶すて、逃亡者を軍法会議の手続なしで射殺することを授権ないて、逃亡者を軍法会議の手続なしで射殺することを授権ないま就したものである。被告は抗弁して、射殺の法的根拠として、逃亡者を軍法会議の手続なしで射殺することを授権ないる。本件は、被殺者の母親が損害賠償を判手続なしに射殺した。本件は、被殺者の母親が損害賠償を判手続いたといる。本件は、被殺者の母親が損害賠償を判決といる。

「里日」 区判たよ、三菱:よりでき上 こう両口に関すらき主張した。原告の請求を認容した原判決を維持。ることはできなかった、国こそ損害賠償義務を負うべきだと

Wieacker, JZ 1961, 338f. にも、同じく批判がある。な主張しえない性格のものであることを論証する。なお、

「理由」本判決は、正義と法的安定性との調和に関するラートブルフの立場を表明する。「法規は、それが国際法の一ま定法規の正義への矛盾がその法規が『不正の法』として正実定法規の正義への矛盾がその法規が『不正の法』として正実に法規の正義への矛盾がその法規が『不正の法』として正表に譲歩しなければならないほど耐えられない程度に達するところに、その限界を見出す」(S. 107)。そして、裁判手続としの射殺の破局命令は、「人間の道徳とすべての文化諸国なしの射殺の破局命令は、「人間の道徳とすべての文化諸国なしの射殺の破局命令は、「人間の道徳とすべての文化諸国なしの射殺の破局命令は、「人間の道徳とすべての対力を有しない。

本判決の積極的意義は認めなければなるまい。ただたであり、自然法云々の表現は不可欠ではなかったの品としての道徳とすべての文化諸国民の法に反する職務間としての道徳とすべての文化諸国民の法に反する職務間としての道徳とすべての文化諸国民の法に反する職務間としての道徳とすべての文化諸国民の法に反する職務にであり、自然法云々の表現は不可欠ではなかったのにはあるまいか。

財産権・平等命題侵害

〔2〕 BGHZ 16, 350〔353〕(一九五五年二月二八日民事

7.手が2.する

「理由」 まず第一一実施合の失現範としてり効力を否定する。 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。 倉庫に保管されていたのでその返還を請求した。ただし、原 倉庫に保管されていたのでその返還を請求した。ただし、原 倉庫に保管されていたのでその返還を請求した。ただし、原 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。 はとられていなかった。本判決は、原告の請求を認容。

〔理由〕 まず第一一実施令の法規範としての効力を否定する。「この規定は、違法な追放措置による圧迫でその.故郷をる。「この規定は、違法な追放措置による圧迫でその.故郷を表った被追放者から、なおその財産までも奪い取ることを結まがであり、なから、なおその財産までも奪い取ることを結まがであり、なから、そしてその超法規的等級のゆえに憲法立法者にとっても当然に破ることをえないのである――の侵害のあることは、次のことから明らかである、すなわち、国外へ移住し、ないし通常滞在するという事る、すなわち、国外へ移住し、ないし通常滞在するという事る、すなわち、国外へ移住し、ないし通常滞在するという事である。「この規定は、違法な追放措置による圧迫でその.故郷をあっぱら種族的見地で区別された人々のグループにだけ及ぼされるということから。」

れを妨げるためではない、とした。も、同法は被害者の返還を可能ならしめるためであって、そっいで、回復法に基づく申告手続をしなかった点について

の結論は妥当であろう。

ワイマール憲法のほかに、

的考慮に支えられていることは、次の判決との比較から 行にそのままあるなら返えせばよいではないかとの実質 か。 実証主義の克服という観点から注目すべき判決ではない 手であろう。自然法と直結させるよりは、より広く法規 ので、原告の請求を認めなければ不当だとの評価が決め らに反するのみならずそれが全体として著しく不正のも ことにもなる。要するに、 が旧民法時代の家督相続は全部無効だったのか、という 題であるし、平等命題が無制限に超法規的秩序なら、 定以下)、所有権の絶対的な保障が超法規的な人権かは 用され理由づけとされているが、これも、文字通りに解 所 すると不都合な結果となる。後にもみるように(〔6〕 有権保障と平等命題が超法規的等級の法秩序として援 回復法の解釈の当否は私には不明である。ただ、銀 本法の狙らい、結果が、これ ゎ 問 決

·夹〉(3) BGHZ 9, 34 ff.(一九五三年二月一一日民事第二部(3)

も明らかである。

る点で、原告の請求を認容すると二重払いをさせる結果となすでに前記第一一実施令によりライヒに保険金を支払ってい後保険会社を相手どって保険金請求をした事件。保険会社が〔事案〕〔2〕判決と類似の事案。亡命したユダヤ人が戦

は結果的には否定された。ることが、〔2〕事件との実質的な違いである。そこで請求

〔理由〕 実施令につき、「外国の自由諸国家の裁判所は、〔理由〕 実施令につき、「外国の自由諸国家の裁判所は、にれる民族の不正な諸法規をそれがまだドイツで形式かの国家社会主義の不正な諸法規をそれがまだドイツで形式かの国家社会主義の不正な諸法規をそれがまだドイツで形式かの国家社会主義の不正な諸法規をそれがまだドイツで形式がの国家社会主義の不正な諸法規をそれがまだドイツで形式がの国家社会主義の不正な諸法規をそれがまだドイツで形式がの国家社会主義の不正な諸法規をそれがまだドイツで形式がの国家社会主義の不正なおは、「理由」 実施令につき、「外国の自由諸国家の裁判所は、(第一、14年)

行補償法に基づき国に対して請求すべきである、と。代わりに新たな不正が行なわれることになる」。原告は、現行為の結果を保険会社に転嫁することになり、「古い 不正のしかし、と本判決はいう。二重払いをさせると、国の不正

法関係から一つづつ取り上げよう。(2)戦後の過渡期の処理としては、家族法関係と財産)

5 男女平等の原則

〔4〕 BGHZ 11, Anh. 34 ff. (一九五三年一二月六日民事

女同権法が制定されたのは一九五七年六月一八日であるか一日までは効力を有し、その後は失効する、と規定する(男し、同一一七条一項は、これに反する法も一九五三年三月三し、同一当本法三条二項は、男女平等を規定する。しか第一部が連邦憲法裁判所へ提出した鑑定書)

ら、その間は法規の欠缺があることになる)。事案は次のと

くとも期限をつけている後段については無効ではないかと迷 地裁は、まず、同法は基本法三条二項の男女平等の原則に反 せる(旧)民法一三八七条一号である。フランクフルト上級 をもつことを前提して、夫に妻の訴訟費用の支弁義務を負わ おり。右の法規の空白期間中に、離婚裁判を提起した妻が 所に鑑定を依嘱した。 裁判所の判断を求めた。連邦憲法裁判所は、さらに連邦裁判 きか。そこで、基本法一一七条一項の合憲性につき連邦憲法 る。だとすれば逆に、(旧)民法一三八七条一項を適用すべ う、二つの高次の基本命題に抵触するおそれがあるからであ 適当に埋めさせるのでは、法的安定性と三権分立の原則とい った。期限を切ってその後は法規の欠缺を生じさせ裁判官に し他方、その限りで前掲基本法一一七条一項そのものが少な し無効であり、したがって夫に予納義務なしと考えた。しか となるのは、夫が家長として妻の財産についても管理収益権 わせて夫に訴訟費用の仮予納を命じることを申請した。問題

いう。 は統一的見解に達せず、二つの意見を並列した。その一つはは統一的見解に達せず、二つの意見を並列した。その一つははまだ云いえないとしたが(S. 80)、その理由づけについてはまだ法治国家的法的安定性の上位基本命題を侵害すると立および法治国家的法的安定性の上位基本角題を侵害すると「鑑定」 結論的には、基本法一一七条一項後段は、権力分

に超法規的等級をもち、したがって、通常の立法者も憲法立大部分は法理念そのものである。……それは、きわめて高度べての法秩序の定型的な基本法則である。すなわち、それは「基本法三条一項に表明されている一般的平等命題は、す

(S. 64)。

- 『 BVerfGE 3, 225 ff. (一九五三年一二月一八日第一(5) BVerfGE 3, 225 ff. (一九五三年一二月一八日第一

に基準となって測られうるという意味での等級の上位規範と次のことが生じる。すなわち、憲法自体の平面では、お互い「基本法は統一体としてのみ理解されうる。そのことから

度に達していない。 は、法規は『不正な法』として正義に譲歩しなければならな 法規の正義への矛盾が非常に耐え難い程度に達しているとき るというふうに解決されることが許されよう、ただし、実定 る実定法を、それが内容的に不正で非合目的々でも優先させ 明されるような基本命題が例外なく通用すれば、法律学と実 HZ 1, 274 [276]——後注 (27)判決)」。他方、「当初の憲法 い』(S. 231 ff)。しかし基本法一一七条一項後段は、 は、制度(Satzung)と権力 (Macht) によって確保されてい 有名な文句をそのまま引用する、『正義と法的安定 性の 対立 然的に無縁であるとはいえない」。こうしてラートブルフの 立法者も、正義のかの極端な限界を逸脱する危険から思考必 精神的態度への復帰を意味することになろう」。「当初の憲法 務で克服されてかなり久しい価値から自由な法規実証主義の 立法者はその意思により何でも規定しうる、ということに表 下位規範というのは原則として考えられえない(同旨、BG

出している。そして連邦裁判所も、一九五三年七月一四法的安定性との調和、という視点で矛盾なき結論を引き後者は、ラートブルフの定理が妥当か否かは別として、後者は、ラートブルフの定理が妥当か否かは別として、後者は、ラートブルフの定理が妥当か否かは別として、後者は、ラートブルフの定理が妥当か否かは別として、。

との民法の規定は効力を失ったとして、とくに自然法や 七条所定の期間の経過により、夫が妻の財産を管理する を導き出している。 超法規的法に遡ることなく、基本法秩序から夫婦別産制 第五民事部判決 基本法一一

(BGHZ 10,

266 ff.) では、

次の判決は、 公用徴収(27)

いる。 となく、 鑑定と違って、一つの命題だけを絶対視し独走させるこ 歴史的社会的制約性や諸利益の調和を配慮して 連邦裁判所のものであるが、 前記 4

6 BGHZ 6, 270 ff. (一九五二年六月一〇日民事大法

諸種の事例が鑑定事項とされ、結論も違ってくる

ッパ文化圏で歴史的に本質的に同じように発展してきたし今 題となる。 条三項)成立前に割当てられている場合に補償が必要かが問 収となるか、かりにこれが肯定されても、現行基本法(一四 借人への住宅割当をすることが、家屋所有者にとって公用徴 が、管理委員会法第一八号(住居法)に基づき所轄官庁が賃 〔鑑定〕 「所有権の保障と所有権保護とは、それがヨーロ そこで次のように述べる。

緊張状態に基礎づけられている。すなわち、国家に組み入れ日なお本質的に同じように通用しているように、次のような

収用者への補償を必要とするのである」(S. 279 f.)。 …平等命題に対する牴触が公用徴収を特徴づける。まさにそ 他の者には強要されない特別の犠牲を強制するのである。… 害である。それは、当該個人またはグループに、他と比較し 所有権への、法規上許容されている強制的方法での国家の侵 (S. 276 f.)。「公用徴収で問題となっているのは、よしそれ ればならない社会的制約の度合いに関連して変わりうる」 定の限度で歴史的に変わりうる。とりわけそれが甘受しなけ 権利は、これに加えるにその内容において硬直ではなく、一 る。 のために、所有権の法的に厳格に確保された領域を必要とす んなる目的物とならないために、したがって彼の自由と尊厳 つ自己責任で生きうるために、そして圧倒的な国家権力のた られた個々人は、人間としてふさわしく、すなわち自由に れを再び調整するために、公用徴収はこの調整を保証する被 てとくにふりかかってくるのであり、彼らに、公共のために が取上げという形をとるにせよ負担という形をとるにせよ、 なければならない。所有権ならびに一般的に財産的価値ある とするときは、その市民の財産的価値ある権利へも干渉しえ 他方、国家は、公共という上位の公的目的が明白に必要

べられている「緊張状態」 をとる判決とはかなり調子を異にする。 は平等命題との関連など、 にみられる人間観、 ここでは、カント、ラートブルフ、ヴェルツェルなど 所有権の歴史的社会的制約、 理論こそは、 他の古典的絶対的自然法思想 そしてここで述 自然法を前面 さらに

確に定式化され、有名になったものである。押し出すことを控える連邦憲法裁判所によってその後明

♡)。 〔7〕 BVerfGE 4, 7 ff.(一九五四年七月二○日第一部判

〔事案〕 人格の自由な伸張(基本法二条一項)との関連で、各企業に投資義務を課した「投資援助法」の有効性が問で、各企業に投資義務を課した「投資援助法」の有効性が問となる。すでに紹介があるので略する(五十嵐「ボン基本題となる。すでに紹介があるので略する(五十嵐「ボント」との関連

〔理由〕 「基本法の人間像は、孤立した絶対的な個人のそれではない。基本法はむしろ、個人―団体に関係づけられば、その行為の自由につき、所与の事態において一般に期待されうる限度内で立法者が社会共同生活の保護・促進のためされうる限度内で立法者が社会共同生活の保護・促進のために設けた制限を、甘受しなければならないのである。個々人間としての独自性は保証されているということが前提際、人間としての独自性は保証されているということが前提を、人間としての独自性は保証されているということが前提を、人間に対するということが前提を、人間としての独自性は保証されているということが前提を、人間としての独自性は保証されているということが前提を、人間としての独自性は保証されているということが前提を、人間としての独自性は保証されているということが対しているというには、例如には、例如のでは、例如は、例如のでは、例如は、例如のでは、例如は、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如は、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如は、例如のでは、例如のは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のでは、例如のの

もつ後進国地域においては、補償なき公用徴収により社とに注目すべきであろう。たとえば不健全な社会構造を現在のヨーロッパの歴史的社会的関連での解決をしたこ性あるものとしての所有権と補償の必要性をではなく、性の公用徴収にかえれば、「6〕決定は、絶対的妥当

いう。(%) 連邦憲法裁判所は、傍論ではあるがあえてありえよう。連邦憲法裁判所は、傍論ではあるがあえてありえよう。連邦憲法裁判所は、傍論ではあるがあえても

(α) BVerfGE 2, 237 ff. (一九五三年四月二四日第一部

「ここで問題の時代〔基本法成立前〕に補償なき公用徴収により許されざるものであったというに基づく補償なき公用徴収を許容していたかぎりでは無効でに基づく補償なき公用徴収を許容していたかぎりでは無効でに基づく補償なき公用徴収を許容していたかぎりでは無効でに基づく補償なき公用徴収を許容していたかぎりでは無効でに基づく補償なき公用徴収を許容していたかぎりでは無効でに基づく補償なき公用徴収を許容していたかぎりでは無効でに基づく補償なき公用徴収を許容していたかぎりでは無効では、かかる帰結は、なんびとによってもまだ引き出されてはし、かかる帰結は、なんびとによってもまだ引き出されてはし、かかる帰結は、なんびとによってもまだ引き出されてはしている。

能性 る。 際上感じさせない。 能しているがゆえに、結論的にはそれほどの問題性を実 障という現代の支配的価値観と一致する方向において機 以上にあげたかぎりでは、思考方法の差異はとも 自然法思想は、 しかし、 (ないし困難性)は、 自然法の無内容性、 むしろ積極的な意義さえ認められ ナチス時代の旧悪の清算、 理論的には逆の方向に機能し、 抽象性、 および認識不 人権の保 カン

節でまとめて提示しよう。あるいは弊害を生じる可能性をも包蔵する筈である。

- (4) 論文名も挙げると、G. Radbruch, Gesetzliches Unrecht und übergesetzliches Recht, SJZ 1946, 105 [107]. (25) 好美・前注(1)四一四にも、別の観点から引用した。
- (25) 矢崎『法実証主義』(前注5)は、正義と法的安定との〔107〕の転載である。(26) 矢崎『法実証主義』(前注5)は、正義と法的安定との〔207〕の転載である。

対立を、刑事法である管理委員会法一〇条によって詳細に

(27) 前述()の「男女平等」の事例と同じく連邦裁判所と連決憲法裁判所の対照的な姿勢を示すのは、ナチス追放として公職からいったん追われ、のちに正規の審査手続で追放て公職からいったん追われ、のちに正規の審査手続で追放で該当しないと確定された者が、その間の給料を請求しうるかの事例であろう。基本法一三一条三文は、ラントの特別の法律がないかぎり、連邦の法律が施行されるまでは請別の法律がないかぎり、連邦の法律が施行されるまでは請別の法律がないかぎり、連邦の法律が施行されるまでは請別の法律がないかぎり、連邦の法律が施行されるまでは請別の法律がないかがある。BGHZ 11 Anh. 3 ff. ロ. 81 ff. の法の有効性が争われる。BGHZ 11 Anh. 3 ff. ロ. 81 ff. の法の方法として給料請求権なりとするが、BVerfGE 3, 58 ff.] は、これに反対して給料請求権なりとする。

(1)

性的風紀

次の判決は、内容からも、刑事大法

(%) Evers, JZ 1961, 246

次

によるべしとする。 度の自然法的道徳律かが争われる。連邦裁判所は、後者の妥当根拠は、健全な国民感情なのか、それを越えた高の妥当根拠は、健全な国民感情なのか、それを越えた高

- 〔9〕 BGHSt 6, 46 ft. (一九五四年二月一七日刑事大法廷廷判決であることからも、その代表的なものである。
- 〔事案〕 被告人は未亡人。その長女が他の妻ある男と親し

めて、 罰されない、とする。そしていう。 が不能もしくは期待されえない特別の事情があるときのみ処 原則として性的風紀に反する行為であり、親が干渉すること 例・学説の争いのあるところであるが は刑法一八○条の姦淫媒介罪になるか、である。古くから判 した。問題は、婚約者同志の関係でも、それを助けた被告人 さなかった。のちに男が離婚し、娘と婚約関係になってはじ くなったが、被告人は、その住居で娘が関係を持つことを許 被告人は、その住居で娘と男とが同室に泊ることを許 (S. 49f.)、本判決は、

いく。 律(Sittengesetz)の規範は、それ自身から外へと妥当して 出す。それがもはや承認されず従われないときには、それは 変わると、その内容も変わるのである。これに反して、道徳 もはや通用しない。何を習俗は要求するかについての観念が で認め従う人々の承認からだけ、その(弱い)拘束性を導き いう主張は、嘆かわしい誤りである。 して《いかなる倫理的評価にも基礎づけられてはならないと (Sitte)、きまり (Konvention) の命令は、それを自由意思 かどうかは、決定的な問題である」(S. 52)。「たんなる習俗 まさにかの道徳命令との一致に基づくからである。本件で かをいかに判断するか (S. 51)。「裁判官の判決は /原則と 「健全な国民感情」などに拠るべきではない。何が「健全」 〔理由〕 風紀に反するかどうかの判断基準は、いわゆる 立法者は裁判官に倫理の領域に属する規範を指示しない (強い) 拘束性は、 価値の、そして人間の共同生 法の内面的拘束性は、

> わりなく妥当するのである。その内容は、 られる人々が、それを現実に遵守し承認するか否かとは べき秩序に基づくのである。それは、その遵守の要求が向け ものではない」(S. 52)。 いうことについての観念が変わるからといって、変わりうる 何が妥当するかと

ばわかるように、 するものもある。 おきてに基づくとの観念が存するとして、これを称讃 規律(Gesetz)を尊重する義務をも負うのである」(S. 53 f.)。 ゆえとりわけ相互尊敬の義務を負うが、しかしまた、結婚の する」。彼らは、「終生の責任ある結合を目指しており、それ 令を犯すことになる。この命令は、……婚約者同志にも妥当 るので」、……「これに反することは、 律〕は、この秩序を諸民族、 されているのである。……道徳律は、人間に単婚と家族を拘 的秩序は、両性の交渉は原則として単婚(Einehe)で行な ることの理由づけとして、大胆にも次のようにいう。「倫理 この判決の背後には、自然法秩序の直接的拘束力は神 束的な生活形態として措定しているので、そしてそれ「道徳 の尊厳と責任のために、人間には単婚が生活形態として措定 だからである。そのために、そして性の相手方の人間として われることを欲する。けだし、この交渉の意義と帰結は子供 さらに続けて、婚約者同志の関係の援助も姦淫媒介罪にな 単婚制度を超法規的自然法と解する しかし、反対も大きい。 諸国家の生命の基礎ともしてい 性的風紀の根元的命 回教国をみ _` つ` の`

活を統治する当為命題(Sollensätze)の、

先験的かつ受忍す

の

は一つのドグマにすぎないということ、そして、

法圏では自然法が完全に実現されていず、そのために実

これは自然法と歴史との一般問題であり、それらの

るか、という点である。

前者については自然法信奉者

道徳律をどこまで法の世界に持ち込むことが妥当視され

強調するものとして、よく論議の対象となる。で、母が処罰されるのには抵抗を感じる。その後まもなで、母が処罰されるのには抵抗を感じる。その後まもな定法の無効が生じないだけである、と答える。ともあ

廷央定) 〔10〕 BGHSt 6, 147 ff.(一九五四年三月一○日刑事大法

〔事案〕 被告人は、妻が長期にわたって他の男性と交渉を 「事故」(Unglücksfall)に該当するかである。 「事故」(Unglücksfall)に該当するかである。 「事故」(Unglücksfall)に該当するかである。 「事故」(Unglücksfall)に該当するかである。 「事故」(Unglücksfall)に該当するかである。

「緊急な場合の相互援助は、古来から存する倫理

とはできないのである」(S. 153)。とはできないのである」(S. 153)。「自殺の企てによって自殺者にとって真に危険な状態が生じたときには、良心により、法により、ここにはその状態の続くことの許されない、そしてそれを救助をしいうことからすでに、そこにやって来た者は誰でも救助をしいうことからすでに、そこにやって来た者は誰でも救助をしなければならないのである。……道徳律はすべての自殺をなければならないのである。……道徳律はすべての自殺をなければならないのである。……道徳律はすべての自殺をなければならないのである。……道徳律はすべての自殺をなければならないのである。……道徳神はすべての自殺をなければならないのであるが、そしてそれを救助するとは、第三者の救助義務が自殺者の道徳的に非難される自殺法は、第三者の救助義務が自殺者の道徳的に非難される自殺とはできないのである」(S. 153)。

「汝、人を殺すなかれ」は、「汝、自らを殺すなかれ」 「汝、人を殺すなかれ」は、「汝、自らを殺すなかれ」 「汝、人を殺すなかれ」は、「汝、自らを殺すなかれ」 「汝、人を殺すなかれ」は、「汝、自らを殺すなかれ」 「汝、人を殺すなかれ」は、「汝、自らを殺すなかれ」

ことは可能だった筈だ、と指摘される。殺の道徳的非難性を確定しなくても被告人を有罪とするも、本件では、かりにその結論を是認するとしても、自的判断の理由づけに持ち込んだことが問題である。しか序によっては当然には基礎づけられないのに、これを法

行政裁判所とは逆の結論を導いた。次の事例で明らかなように、健全な国民観念による連邦次の事例で明らかなように、健全な国民観念による連邦

〔11〕 BGHSt 13, 16 ff. (一九五九年三月一七日刑事第一

(事案) 被告人は、ゴム衛生具をつめた自動販売機を、自 (事案) 被告人は、ゴム衛生具をつめた自動販売機を、自 (事案) 被告人は、ゴム衛生具をつめた自動販売機を、自 (事案) 被告人は、ゴム衛生具をつめた自動販売機を、自 (事案) 被告人は、ゴム衛生具をつめた自動販売機を、自 (事案) が、本判決は有罪。

機で誰でも気づきうるように公然と設置することは、必然的(S. 17)。理由づけは、独自の価値観から、「これを自動販売にすれば、それだけで当然に右法条の習俗、風紀侵害になる〔理由〕 公道または公けの場所で自動販売機で買えるよう

る。 に感情を害するに違いない (muß)」(S. 19)、というのであ

の思考過程・判断態度は、全く対照的である。 裁判所の判決を名指しで非難して、これと対決する。そ 裁判所の判決を名指しで非難して、これと対決する。そ

) 〔12〕 BVwGE 10, 164(一九六○年二月二三日第一 部判

「事案」 警察が、路上の自動販売機で売ることを禁じたのに、彼はむしろ、その圏内のすべての分別あり公平かつ正しい。彼はむしろ、その圏内のすべての分別あり公平かつ正しい。彼はむしろ、その圏内のすべての分別あり公平の大部で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、領域で売ることを禁じたのに、彼はむしろ、その圏内のすべての分別あり公平かつ正しい。これが抗告・訴・控訴したが、すべて乗却。しかし、本で、領域で売ることを禁じたのに事案) 警察が、路上の自動販売機で売ることを禁じたのに、原告が抗告・訴・控訴したが、すべて乗力。したが抗告・訴・というのとは、すべての分別あり公平かつ正しい。彼はない、すべての分別あり公平かつ正しい。彼はないない。

が国民の名においてする判決の基礎とすることが許されるとく考える人々に現われる諸観念のうちのいずれが、それを彼

である」(S. 167f.)。 いう意味において優勢なのかを、考量しなければならないの

のではなく、一つの法圏および文化圏内の問題として、 的 そこでは、多数の鑑定書を引用して、同性愛の男女間に 以下の規定の憲法違反の有無についての連邦憲法裁判所 ている。[13] 男性間の同性愛を処罰する刑法 一七五条 にみた〔9〕以下の連邦裁判所のそれとは好対照をなし みて、健全な国民感情によるべしとした本判決は、すで しかも国民の名においてなされるという裁判の使命に鑑 社会共同体のそれによるべきものとされ、「社会の制裁 妥当視せしめる「道徳律」も、裁判官個人のではなくて、 差異のもたらす社会現象としての社会的危険の質的差異 おける肉体的・精神的・社会的差異、その統計的件数の などが、社会学的に考察・確定される。そして、可罰を な屢々それ(法感情)によって要請さえされるであろ な一つの抽象的先験的命題によって割り切ってしまう そのときに一般的に法感情を害さないであろう。い とされる。 36 36 |の現実の利益・価値を無視して、超歴史的超社会 (BVerfGE 6, 389 ft.) も、全くこれと同じである。

る。 た。しかしひとたび超越的な自然法なるものが、通常(3)となどであったがゆえに感情的にはある程度肯定されえ 性の問題については、 されて、ナチス時代の旧悪の清算に積極的な役割を果た うが、 ぱら可罰肯定の方向へと機能するため、今度は逆に、 ると、その風俗とはかけ離れた戒律のきびしさからもっ 0 ることさえ、対象がナチス時代の人道に反する虐殺行為 した。そこでは、戦後の法律によって遡及効的に処罰す の判例は、この点についての今一つの示唆を与える。 よる裁判だという点が問題とされなければなるまい。 た自然法の人権保障の機能とは、 くる。それは、歴史的に抵抗権や悪法批判の根拠とされ 人権保障のための刑事法の大原則の侵犯さえ気になって 「法なければ罪なし」nullum 般の価値観と一致するその根元的なものが自然法だと (2)必ずしも可罰性の明らかでない刑事事件に導入され 道徳律の刑事法との結合はある意味では当然であろ その他の問題 問題は、 道徳律の性格にあり、 自然法思想は、 (1) 先にみた法規・命令の有効 crimen sine lege とらう 全く逆の作用なのであ 戦後の新たな民衆 さらに国家権力に 次

4 〕 BGHSt 4. 24 ff.(一九五三年一月二九日刑事第五部

判決

〔事案〕 被告人は──鋭く研がれた──(練習用の)剣〔事案〕 被告人は──鋭く研がれた──(練習用の)剣になる。そこで、二二六条aで違法性を阻却しない「同意にもいる。そこで、二二六条aで違法性を阻却しない「同意にとる決闘ではないとされたが、二二三条aの「危険な道具」にる決闘をした。刑法二○一条以下の「死の武器」によて、規定決闘をした。刑法二○一条以下の「死の武器」によて、規定決闘をした。刑法二○一条以下の「死の武器」による。無罪。

「理由」「道徳律(Sittengesetz)へのかかる指示は、国では、不十分である(S. 50 fl.)。

掌握に成功し、国家権力として発布した法律に基づく統裏づけるものもある。たとえば、[15] BGHZ 5,76 ff. は、一九三六年の「四年計画実施に関する総統命令」に基づき鉱山を統合のためにとりあげられた原告が、現在の登き鉱山を統合のためにとりあげられた原告が、現在の登き鉱山を統合のためにとりあげられた原告が、現在の登き鉱山を統合のためにとりあげられた原告が、現在の登きな山を統合のためにとりない。

合であった以上、その法律は有効であったとした。そし合であった以上、その法律は有効であったとした。そし合いう。ヴァインカウフやヴィーアッカーは、これに反対して、それは自然法に即応しない、と批判する。さらに、先に引用した「16」連邦裁判所の鑑定(〔4〕)は、聖書をも引用しながら、「神によって作られた」夫婦の「存在適合的創造適合的な」、「社会的態様の法形態が奪いとろうとすることが背理である」「家族秩序」として、夫は家族の長(Haupt)として外部に対して家を代表し、実はのにあって「家族の内面的秩序とその内面的な築き上げに専心」すべきものだとする(S.65)。ここでは自然法思想は、ヴィーアッカーも批判するように、社会の変選に伴なう家族形態の推移に即応しえないのみならず、現行憲法秩序にも一致しない家父長的観念にさえ連らなる機能を営まされているのである。

してはいない。たとえば、BGHZ 13, 334 [338]; 24, 200用語が援用されるだけで、それを越えて直接自然法に遡及本法一条(人権の尊厳)、二条(自由な人格の伸張)の現本法一条(人権の尊厳)、二条(自由な人格の伸張)の現本法一条(人権の尊厳)、二条(自由な人格の伸張)の現本法一条(人権の尊厳)、これを裁判決を検討してみても、基にとって重要な意味をもった諸判決を検討してみても、基にといっても、たとえば「一般的人格権」概念の確立

プライヴァシー研究』所収、にも引用されている)。[208] ; 26, 349 [354](五十嵐=松田論文『戒能=伊藤

- 3) Weinkauff, NJW 1960, 1691
- (云) Weinkauff, Bericht 45
- (3) Weinkauff, Bericht 61.(3) Werner, Bericht 61.
- (3) Wieacker, Bericht 118.
- (3) Wieacker, JZ 1961, 343 f.
- (36) イギリスにおける同性愛の問題についての議論につき、矢崎『法実証主義』一三八以下参照。

碧海「経験主義」『現代法講座』(13) 五四の表現。

- Neinkauff, NJW 1960, 1691; Wieacker, JZ 1961, 343
-) Wieacker, JZ 1961, 344.

- 若干の検討

は、自然法論の諸潮流・諸機能はこれにつきず、むし限りでの検討も可能であろう。しかし注意すべきことる機能を営んだかは、ほば推測しうるであろうし、そのる機能を営んだかは、ほば推測しうるであろうし、そのる機能を営んだかは、ほば推測しうるであろうし、そのる機能を営んだかは、ほば推測しうるであろうし、そのうちのほんの一部分にすぎない。しかしそれにしてのうちのほんの一部分にすぎない。しかし注意が、むしいとまのない無数の判決以上にみた諸判決は、枚挙にいとまのない無数の判決

すぎない、ということである。ろ、連邦裁判所のとる立場はその最右翼に属するも

らない。ただし、その処理につき自然法をもちだすこと の西ドイツにおいてナチス時代に対する瀆罪および人権 は憲法解釈の次元で解決されえたと主張し、ヴァインカ 憲法裁判所長官ヴェルナーは、 が不可欠であったかは、私にはわからない。ただ、連邦 の保護に大きな役割を果たしたことは、認めなければな 果した ((9)、(10)(11))。 罪なし」の人権保障の原則を侵す恐れのある作用さえも 用において一義的に右の方向での明確な指標を与えうる の判例のとった先験的絶対的な自然法は、その具体的適 ものではなかったし (たとえば [15] [16])、「法なければ いずれにせよ、しかし、経験的にみて、連邦裁判所 判例の検討 (1) 自然法思想が、 公法関係の事件について 一次大戦後

くとも、論理による合理的証明の不可能なことは明らかは、その存在は「空虚な公式」として否定される。少な在および認識可能性の問題である。経験法学の立場から(2)その理由の第一は、かかる先験的超実定的法の存

の

序の外にある一つの世界像を国家権力の一作用である判値人的な良心の自由にとどまらず、裁判規範として判決の上てのみ妥当視されうるし、説得力をもちうる。信じない自由をも含めて信仰の自由・良心の自由を憲法秩序としてのみ妥当視されうるし、説得力をもちうる。信じない自由をも含めて信仰の自由・良心の自由を憲法秩序としてのみ妥当視されうるし、説得力をもちうる。信じない自由をも含めて信仰の自由・良心の自由を憲法秩序として承認している現在の多元国家権力の一作用である判して承認している現在の多元国家権力の一作用である判して承認している現在の自由を憲法秩序としての外にある一つの世界像を国家権力の一作用である判して承認している。

ろう。 である。 (47) そ、 脱しているといえよう。同様のことは、 決によって他に押しつけることは妥当視されえないであ 係である。 を対比)。連邦裁判所の自然法的発想による道徳的完全 るかの問題についてもいえる(〔9〕〔11〕と〔12〕〔13〕〔14〕 る承認に求めるか、 ける法解釈や事実評価の妥当根拠を健全な国民観念によ たりすること((10))は、 宗教的見地から自殺の企てを反道徳的だと評価・非難 るべき姿として家父長的形態を説いたり(〔15〕)、同じく これをもって裁判における判断の基準とはなしえない等 よ、細部にわたる具体的規範として把握されない以上、 命題としてのみ存在するとも説か たしているのである。二つには、その認識困難性との関 とは逆に、 主義は、いわゆる自然法なるものの輝かしい歴史的伝統 われわれの法秩序であり、 その意味で、世界観的には開放された法秩序こ 判決で先験的超実定的法秩序などといわれてい そこで、 人間を刑罰の脅威に陥し入れる役割をさえ果 先験的超越的な特定の道徳律に求め かかる絶対的自然法は単純な若干の 現代の裁判所の使命からは逸 聖書を引用して夫婦のあ れるが、 限界的事例に しゝ ずれにせ

りうるかが、われわれの問題となろう。そしてかりにか

えない価値論との対決などで、

法律学にとっても有用た 経験科学だけでは把握し

いな、それなればこそ---、

い生活信条の問題であり、そしてそれにもかかわらず!

との許されない信念、

るものだ、

ハウフも、

連邦裁判所の判決を指導した初代長官ヴァイ

このことは承認し、経験豊かな判断者の理性

と良心の誠実な努力によって直覚的な確実さで把握され

ように、

これは経験科学を超えてなんぴとも干渉するこ

信仰に基礎づけられうるにすぎな

という。とすれば、新トマス主義にみられる

るものは、

たんなる事後的な説得作用をもたされている

〔11〕と〔12〕〔13〕を対比せよ〕。法解釈の一般論に還元さ 察・考量が軽視される傾向がみられる(〔4〕と〔5〕、 論を出し、諸種の対立さえする諸利益の社会学的な考 ものへの包摂行為とする態度である。 り切ることが許されるか、ということである。判例は、 れるが、理論的には問題はいちおう二つに分けられる。 上、自己の独自の価値判断に基づき直線的に一方的な結 寄与を果してきた。 る人格の尊厳という命題は、憲法秩序にも定着し、ナチ のとされ、多くの哲学者、思想家によって承継されてい(**) てる。たとえば、とりわけカントによって絶対至上のも ろうか。 代の政治思潮を越えた超実定的な最高の自然法命題であ る以上、憲法秩序にもなっている「個人―団体間の緊張」 一つは、 八格の不可侵、 の旧悪の清算や一般的人格権概念の確立など、大きな 第二には、 文化である。 ⁽⁴⁹⁾ 特定の命題を立てることによってそれだけで割 ラートブルフは法の三つの目的を説く。 人間の平等、所有権保護などの命題を立 判決行為を、 しかし、 人間が社会に組み込まれた存在であ あえて問おう。これは、現 先験的超実定的命題なる その結果、事実 個人、

> る。云いたいことは、一つ(50) とれることも、に"投入"されることも、 関係(「7」、なぉ(6」)を無視することは許されま 複数の評価の可能性からの選択であることは、わが国で をすることは許されまい、ということである。二つに 防衛としての殺人もある。 兇悪犯人は社会の保護のために生命を断たれるし、正当 いての人間の決定であるといわれる。自然法の援用され範の実現ではなくして、特定の状況における善と悪につ 理的行動の研究によっても、倫理的に重要な行動は、規 する前提である。法解釈がたんなる認識作用ではなく、 は、 し絶対的なものとして他の諸事情を無視した直線的解決 るような事案は、裁判官にすぐれて倫理的な決断を要求 はもはや常識であろう。現代の倫理学における人間の倫 任による決定をしているわけである。 するものであり、彼は複数の可能な評価の中から自己責 じく自然法という名を冠しながら矛盾した諸判決のあり 法的結論が特定の上位命題から当然に演繹されると 云いたいことは、一つの価値観だけで、先験的ない 場合によっては妥当視されう 国民が国家防衛のために戦列 限界的事例で、 同

歴史的自然法 以上検討してきたことは、しか

うることは、当然なわけである。

すぎないのがほとんどであろう(さらに後述)。

結局は、 すらい人」と観じる点は別として、人間の規範としてのは、人間を超越的世界と現世との「二つの世界の間のさは、人間を超越的世界と現世との「二つの世界の間のさ 共通して次のことを指摘すれば足りよう。これらの立場 討することは、もはや本稿の意図をこえる。ここでは、 る。 のなかにのみ――その限りで絶対的なものとしてではあるが 問題ではなく、 これをしも自然的といえるのか。それは、 であり、das zeitgerechte Recht にすぎないのである。 為を通じて満たされていかなければならない具体的正義 ながら、 だけでは事案解決のための具体的内容はなく、それは、 いい、はたまた《事物の論理的構造》といっても、それ 性を主張した古典的自然法とは実質的には、袂別してい 自然法は所与の一定の歴史的社会的状況と結合されてそ しかし《歴史的自然法》といい、《事物の性質》と 見出されるとするから、それは、 所与の状況の中での絶えざる認識活動と決定行 確認されうるとの確信のもとに不安におののき 帰依の問題であろう。 先験的な普遍妥当 もはや論証の

> 釈にあたっての正義、具体的妥当性を求める努力への他 憬をあらためて感じとるとともに、ただ、 はぐくまれた彼らの絶対的なもの、 官は、そして法解釈学は、具体的にいかなる方途をとる 山の石とするほかはあるまい。しからば、法規実証主義 みられるうまず正義を探求する情熱を、われわれの法解 するほかはない。 図は、まさにこの問題に入るための一つの地固めの作業 べきか、そしてそれはいかに正当化されるか。 にも埋没せず、さればといってこれに代わる自然法なる であった。 上位命題にも依拠しえず、いわば突き放された形で裁判 異教徒であるわれわれとしては、 より多くの準備と広い構想の下に、 キリスト教文化圏 自然法への根強い 彼らの論述に 他日を期 本稿の意 憧

状況における自然法という把え方に対する批判として

現在有力となりつつある現実の歴史的社会的

全面的には妥当しない。しかし、これらを詳細に検

しながら、

- (4) 以下については、とりわけ Evers, JZ 1961, 241 ff; Wieacker, JZ 1961, 337 ff; derselbe, Diskussion の教示ないし示唆に負うところが大きい。
 (4) たとえば、Erik Wolf, Das Problem der Naturre-chtslehre をみよ。
- 法は人権保障に有害不要で、法実証主義に帰れと説くのに、刑法についても、少なくとも基本法秩序の下では自然?) Bericht 60f. 同旨、Wieacker, JZ 1961, 338. ちなみ

、E. Schmidt, Gesetz und Richter, 1952 である。

- ‡) 碧海『現代法講座』(13) 五四。
- Weinkauff, NJW 1960, 1690.
- (4) Evers, JZ 1961, 243; Wieacker, JZ 1961, 339. なお、法と道徳についての民法学者のものとして、川島『法社会学における法の存在構造』九九以下の近代社会における原理論的分析、および同『近代社会と法』二五以下。
- Mikat, Diskussion S. 35.
- Vgl. Welzel, (前注2) 171.

48

- (4) Radbruch, Rechtsphilsophie, §7 (田中訳・ラートブルフ著作集Ⅰ一七七以下)。(5) 以上につき、Evers, JZ 1961, 244.
- 来栖、川島両教授に負うところが大。

51

) とりあえず、vgl. Wieacker, Diskussion 21. たとえば A. Kaufmann, a. a. O., bes. S. 31; Erik

Wolf, a. a. O., S. 157; Coing, "Um die Erneuerung des

Naturrechts", (Maihofer, Naturrecht oder Gesetzespositivismus) 108 ff.; derselbe, Naturrecht als wissenschaftliches Problem, 1965; Welzel, "Naturrecht und Rechtspositivismus", (Maihofer, a. a. O.) S. 322 ff. (金沢訳・広島大政経論叢一六・三・七三以下)、など多数。なお、前注(3)の矢崎、尾高および野田論文など参照。ちなみに、ローマ・カトリック神学からも、今日ではこのちなみに、ローマ・カトリック神学からも、今日ではこのちなみに、ローマ・カトリック神学からも、今日ではこのカ湯が主張されているという、E. Wolf, a. a. O., S. 157 Anm. 619.

- (4) A. Kaufmann, a. a. O., S. 30.
- (5) A. Kaufmann, a. a. O., S. 30f.; Erik Wolf, a. a. O., S. 157.; Wieacker, Diskussion, 23f. なお、歴史的自然法論につき、わが国での支持者の側からの問題性の指摘として、阿南・(前注5) 一二九以下。

(一橋大学助教授)